

平成28年度 豊中市施設型給付施設及び地域型保育給付施設運営費補助金要綱第2条 別表

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)
幼保連携型認定こども園移行促進補助金	幼保連携型認定こども園で幼稚園機能部分の園長及び保育所機能部分の施設長を設置すること。	園長又は施設長の人件費	公定価格「施設長に係る経過措置が適用される場合」の額
一時預かり事業(幼稚園型)	文部科学省・厚生労働省連名通知「一時預かり事業の実施について」に定める要件に基づき一時預かり事業(幼稚園型)を実施すること。	一時預かり事業(幼稚園型)の実施に必要な経費	<p>次の各単価×延利用児童数(市内のみ)の合計額(ただし、1施設当たり年額9,140,000円を上限額とする。)と補助対象経費(実支出額)とを比較して低い方の額</p> <p>(児童1人当たり日額)</p> <p>ア在籍園児分</p> <p>(ア)基本分(平日の教育時間前後において標準4時間以下(教育時間との合計が8時間以下)の利用や長期休業期間の平日の8時間以下の利用)</p> <p> i 年間延利用児童数(他市含む)2,000人超の施設 基準額:400円</p> <p> ii 年間延利用児童数(他市含む)2,000人以下の施設 基準額:(1,600,000円÷年間延利用児童数)－400円(10円未満切り捨て)</p> <p>(イ)休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の8時間以下の利用) 基準額:800円</p> <p>(ウ)長時間加算 基準額:100円</p> <p>イ在籍園児以外の児童分</p> <p>(ア)8時間以下の利用 基準額:800円</p> <p>(イ)長時間加算 基準額:100円</p>
運営費補助金	各施設の設備及び運営に関する基準による職員数を配置すること。	豊中市処遇改善手当・職員人件費・退職金積立(ただし、補助基準額の1/2を上限とする。)	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準」により支弁する各月の各入所児童の基本分単価と基本分単価に加える月額加算額(ただし、処遇改善等加算を除く。)を合算した額に10%を乗じた額の合計額と補助対象経費(実支出額)とを比較して低い方の額
	厚生労働省通知「延長保育事業の実施について」に定める要件に基づき延長保育事業を実施すること。	延長保育事業の実施に必要な経費	<p>次の(1)と(2)の合計額</p> <p>(1)次の①と補助対象経費(実支出額)とを比較して低い方の額、②と補助対象経費(実支出額)とを比較して低い方の額の合計額</p> <p>ア保育所及び認定こども園</p> <p>①保育短時間認定</p> <p>(1時間延長における平均対象児童数1人以上)</p> <p>基準額＝17,200円×短時間認定在籍児童数</p> <p>(2時間延長における平均対象児童数1人以上)</p> <p>基準額＝34,400円×短時間認定在籍児童数</p> <p>(3時間延長における平均対象児童数1人以上)</p> <p>基準額＝51,600円×短時間認定在籍児童数</p>

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)	
延長保育 事業			②保育標準時間認定	
			1時間延長における平均対象児童数	基準額
			5人以下	300,000円
			6人以上	1,342,000円
			2時間延長における平均対象児童数	基準額
			2人以下	1,342,000円
			3人以上	2,166,000円
			イ小規模保育事業A型	
			①保育短時間認定	
			(1時間延長における平均対象児童数1人以上)	
			基準額＝10,200円×短時間認定在籍児童数	
			(2時間延長における平均対象児童数1人以上)	
			基準額＝20,300円×短時間認定在籍児童数	
			(3時間延長における平均対象児童数1人以上)	
			基準額＝30,500円×短時間認定在籍児童数	
			②保育標準時間認定	
			1時間延長における平均対象児童数	基準額
			5人以下	300,000円
			6人以上	1,045,300円
2時間延長における平均対象児童数	基準額			
2人以下	1,045,300円			
3人以上	1,311,000円			
ウ事業所内保育事業(定員20人以上)				
①保育短時間認定				
(1時間延長における平均対象児童数1人以上)				
基準額＝17,200円×短時間認定在籍児童数				
(2時間延長における平均対象児童数1人以上)				
基準額＝34,400円×短時間認定在籍児童数				
(3時間延長における平均対象児童数1人以上)				
基準額＝51,600円×短時間認定在籍児童数				

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)
			②保育標準時間認定 1時間延長における平均対象児童数 5人以下 276,000円 6人以上 1,234,000円 2時間延長における平均対象児童数 2人以下 1,234,000円 3人以上 1,993,000円 (2)(1)で実支出額が補助基準額を上回っている場合、延長保育料を無料とする世帯について、無料にした延長保育料
嘱託医手当加算補助金	嘱託医、嘱託歯科医、嘱託眼科医、嘱託耳鼻咽喉科医、嘱託薬剤師を配置すること。	嘱託医、嘱託歯科医、嘱託眼科医、嘱託耳鼻咽喉科医、嘱託薬剤師に対して支出する手当	次の(1)～(4)の合計額 (1)嘱託医基準額と補助対象経費(嘱託医に支出する手当)とを比較して低い方の額 $嘱託医基準額 = 309,700 + (@60 \times \text{在籍児童数}) - 176,410$ (2)嘱託歯科医基準額と補助対象経費(嘱託歯科医に支出する手当)とを比較して低い方の額 $嘱託歯科医基準額 = 309,700 + (@60 \times \text{在籍児童数})$ (3)嘱託眼科医基準額と補助対象経費(嘱託眼科医に支出する手当)とを比較して低い方の額 $嘱託眼科医基準額 = 309,700 + (@60 \times \text{幼児の在籍児童数})$ (4)嘱託耳鼻咽喉科医基準額と補助対象経費(嘱託耳鼻咽喉科医に支出する手当)とを比較して低い方の額 $嘱託耳鼻咽喉科医基準額 = 309,700 + (@60 \times \text{幼児の在籍児童数})$ (5)嘱託薬剤師基準額と補助対象経費(嘱託薬剤師に支出する手当)とを比較して低い方の額 $嘱託薬剤師基準額 = 212,800$
家庭支援推進保育事業	厚生労働省通知「家庭支援推進保育事業について」に定める要件に基づき家庭支援推進保育事業を実施すること。	家庭支援推進保育を実施するために配置した保育士又は幼稚園教諭の人件費	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 $基準額 = 253,050円 \times \text{対象延月数}$
体力向上の基礎を培う「げんキッズプロジェクト」	専門講師による運動遊びの指導を実施すること。	専門講師による運動遊びを実施する費用	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 $基準額 = 10,000円 \times 4回$

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)
アレルギー食対応調理員配置補助金	市立こども園のアレルギー食等の対応に準じて給食を行い、市基準に準じて調理員を配置すること。	アレルギー食等の対応のため市基準に準じて配置した調理員の人件費(公定価格により配置する調理員を除く。)	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 (保育所・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業) 基準額=68,470×対象延月数 (幼稚園・幼稚園型認定こども園) 基準額=68,470×1週間で自園調理を行う日数/6日×対象延月数
園外保育費加算	園外保育を実施すること。	園外保育に要する費用	幼児1人当たりの入場料等実支出額と基準額とを比較して低い方の額 基準額=@200円×(幼児数+引率職員数(4人以内))
児童管理費	児童の健康・安全、衛生管理を図ること。	日本スポーツ振興センター保険、損害賠償責任保険、尿検査等の費用で市が定める額	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額:入所児童1人当たり 年額 2,630円
看護師配置補助金	乳幼児の健康・衛生管理を図り保育の内容の充実に努めること。ただし、病児保育事業(体調不良児対応型)の補助を受ける場合は、対象外とする。	乳幼児保育の健康・衛生管理のために配置した看護師の人件費	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額=266,780円×対象延月数
病児保育事業(体調不良児対応型)	厚生労働省通知「病児保育事業の実施について」の体調不良児対応型に定める要件に基づき病児保育事業(体調不良児対応型)を実施すること。ただし、看護師配置補助金の補助を受ける場合は、対象外とする。	病児保育事業(体調不良児対応型)の実施に必要な経費	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額 6か月以上 4,310,000円 6か月未満 2,150,000円
障害児保育対策	豊中市障害児保育実施要綱に基づき障害児保育を実施すること。	障害児保育実施のために配置した保育士・幼稚園教諭・看護師の人件費	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 (保育士・幼稚園教諭)基準額 =(0歳児) 168,700円×対象延月数 =(1歳児) 202,440円×対象延月数 =(2歳児) 210,880円×対象延月数 =(3歳児) 240,400円×対象延月数 =(4,5歳児) 244,620円×対象延月数 (看護師)基準額=266,780円×対象延月数 ただし、私学助成で補助を受ける施設はその額を、地域型保育給付施設は公定価格「障害児保育加算」の額を減じる。

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)
1歳児保育加算補助金	1歳児クラスにおける保育士1人当りの担当児童数を5人とすること。	1歳児クラスの保育において施設が保育に直接従事する職員1人当たりの担当児童数を6人(国設備運営基準)から5人(豊中市設備運営基準)とするために必要とする保育士の人件費	児童1人当たり 月額 11,640円
一時預かり事業(一般型)	文部科学省・厚生労働省連名通知「一時預かり事業の実施について」に定める要件に基づき一時預かり事業を実施すること。	一時預かり事業(一般型)の実施に必要な経費	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額 = 1,296,000円 + 1,800円 × 延利用数
地域子育て支援活動事業	①世代間交流等事業、異年齢児交流等事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業、育児・教育相談、グループ交流事業、未就園児の親子の遊び場、親学習プログラム、未就園児の親のための学び場講座のうち2事業以上を実施し、かつ園開放等を行うこと。 ②①の事業を実施するための保育士又は幼稚園教諭を1名以上配置すること。	地域子育て支援活動事業の実施に必要な経費	①②の合計額 ①補助対象経費(実支出額)と基準額 = 350,000円とを比較して低い方の額 ②補助対象経費(実支出額)と基準額 = 1,250,000円とを比較して低い方の額
外国籍乳幼児の入所に係る通訳事業	外国籍の保護者に対し、通訳をつけること。	外国籍の保護者に対する入所式、懇談会等時の通訳料に必要な経費(日常の通訳は対象外とする。)	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額 = 3,000円 × 利用児童数 × 3回
職員研修補助	職員の資質の向上を図ること。	職員に対する研修に要する費用	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額 1施設当たり 60,000円
健康対策	(1) 定期健康診断	職員に対する問診・血圧・尿・視力・聴力・心電図・血液・胸部X線直接撮影・医師の診察等に要する費用	当該年度の市職員健康診断の契約単価 × 受診職員数
	(2) 断定期健康診断	職員に対する眼底検査等に要する費用	当該年度の市職員健康診断の契約単価 × 受診職員数

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)
策	(3) 抗H体Bs検査抗原	職員に対するHBs検査に要する費用	当該年度の市職員健康診断の契約単価×受診職員数
	感B染型肝炎対策等	B型肝炎の感染防止に要する医薬材料費(ワクチン代)	対象経費(実支出額)と補助基準額とを比較して低い方の額 基準額 1施設当たり 6,100円
最低保障制度	2・3号利用定員の各年齢に90%乗じた児童数(少数第2位を四捨五入)の計(以下「最低保障定数」という。)に対応する最低基準に定められた職員数を配置すること。		2・3号入所児童数が当該施設の最低保障定数を下回る場合、下回った児童数分について、施設型給付費及び地域型保育給付費の人件費分を補助する。ただし、この制度の適用を受けた時は、翌年度の定員を見直すこと。なお、年度途中の新設施設には最低保障制度は適用しない。
保育体制強化事業	厚生労働省通知「保育体制強化事業について」に定める要件に基づき実施すること。	保育体制強化事業を実施するために必要な経費	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額=90,000円×対象延月数